

相模原市 P T A 安全互助会

手引き

令和 6 年 3 月改定版



相模原市 P T A 安全互助会の目的

P T A は次代を担う青少年の健全な成長を図ることを目的として、保護者と教職員により組織された社会教育団体です。

この P T A 活動を充実発展させるためには、各種活動中に生じる事故を防止するとともに、積極的に安全教育を徹底しなければなりません。また、予測できず未然に防ぐことができない事故に対しては、P T A 会員がお互いに助け合い、安心して活動できるような体制づくりが必要です。

そこで相模原市 P T A 安全互助会は、会員相互の互助精神に基づき、P T A 活動に起因して生じた傷害・死亡等への給付及び損害賠償に関する対策を講じることを目的とし、P T A 活動の充実と円滑な運営に寄与することとします。

目 次

相模原市P T A安全互助会

安全互助会のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
給付規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
保険金・見舞金請求から受け取りまでの流れ・・・・・・・・	10
事故報告書・事故証明書等記入例・・・・・・・・・・・・・・・・	11
安全互助会規約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12

安全互助会ご案内

1. 会員及び会費

〔会員〕

本会の会員は、相模原市PTA連絡協議会（以下市P連という）に所属する単位PTAで、本会の趣旨に賛同し入会手続きを行った単位PTAの会員とします。

なお、本会の入会は単位PTAごとの団体入会とします。

〔会費〕

本会の会員の安全互助会費は100円とします。

単位PTAごとの年間安全互助会費総額＝（世帯数＋教職員数）×100円

2. 見舞金・保険金の給付対象者

〔見舞金〕会員（保護者・教職員）、児童・生徒、会員と同居の親族、講師、指導者

〔保険金〕会員（保護者・教職員）、児童・生徒、会員と同居の親族、PTA行事への参加が事前にPTAより認められている者
（例：講師、指導者など）

3. 加入申込方法

単位PTAにおける相模原市PTA安全互助会（以下市P安全互助会）への加入までの手続きは、次の通りです。

- ① 4月上旬に市P連より単位PTAの入会への手引書を送付いたします。
- ② 送付した資料をご確認の上、単位PTAごとに加入の有無を決めていただきます。
- ③ 市P連ホームページ「お知らせ」より「年度当初の調査報告フォーム」にアクセスいただき、必要事項をご入力の上、送信ください。
- ④ 指定銀行口座へ入金以上で手続き完了です。

☆入会手続きは、5月31日までに安全互助会費総額のご送金をお願いいたします。

☆6月1日以降の入会は、入会手続きが完了した日の翌月1日からの入会となります。

指定銀行口座

三菱UFJ銀行 店番 259 口座番号 0806514

相模原市PTA安全互助会 理事長 小泉喜亮

※諸注意

- ①振込手数料については、各単Pでご負担ください。
- ②ご依頼人欄には、必ず先頭に市P連単P番号を入れてください。
※単P番号は市P連ホームページ「お知らせ」に掲載してあります。

4. 見舞金・保険金の支払い対象期間

見舞金、保険金の支払い対象期間は加入年度4月1日午後4時～加入次年度4月1日午後4時までの1年間です。

☆上記支払対象期間は、単位PTAの安全互助会費総額のご送金が5月31日までに完了した場合です。期間外入会は、入会手続きが完了した日の翌月から入会とし、加入次年度の4月1日までが支払対象期間となります。

5. 見舞金について

単位PTAの主催・共催の行事・活動中（自宅と行事会場との往復途上を含みます）会員、児童・生徒、会員と同居の親族、講師、指導者が事故に遭い傷害等を被った場合に、見舞金を給付いたします。

見舞金の種類	見舞金対象者・金額	
	会員（保護者、教職員）児童・生徒、会員と同居の親族	講師、指導者
死亡見舞金（見舞金対象者が死亡したとき）	5万円	3万円
後遺障害見舞金（見舞金対象者に後遺障害が残ったとき）	3万円	1万円
入院見舞金（見舞金対象者が入院したとき）	1万円	5千円

通院見舞金（見舞金対象者が通院したとき）	5 千円	5 千円
疾病見舞金（持病は該当しません）	会員（保護者、教職員）児童・生徒、会員と同居の親族	講師、指導者
死亡見舞金（見舞金対象者が疾病により死亡したとき）	5 万円	3 万円
後遺障害見舞金（見舞金対象者が疾病により後遺障害が残ったとき）	3 万円	1 万円
入院見舞金（見舞金対象者が疾病により入院したとき）	1 万円	5 千円
通院見舞金（見舞金対象者が疾病により通院したとき）	5 千円	5 千円
特定事故見舞金（PTA主催の「子ども 110 番の家」の協力家庭での事故）	5 千円	5 千円

☆見舞金の詳細については相模原市PTA安全互助会「給付規定」をご覧ください。

6. 保険金について（PTA団体傷害保険・PTA賠償責任保険）

PTA団体傷害保険においては、日本国内で単位PTAの主催・共催する行事中（PTA行事への往復途上も対象。）に会員およびその学校に通学する児童・生徒、会員の同居の親族、PTA行事への参加が事前にPTAより認められている者が、ケガ（細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。また、急激かつ外来の日射または熱射による身体障害を含みます。）をされた場合に保険金が支払われます。

PTA賠償責任保険においては、日本国内でPTAが企画・立案し主催または共催するPTA活動（PTA行事への往復途上は対象外です。）において、運営に過失や不備があり、その結果第三者にケガや食中毒を負わせたり、物をこわしたりしたことに對してPTAが法律上の損害賠償責任を負った場合や、PTA活動中に第三者から借用したスポーツ用品、備品等を使用・管理中にこわしたり盗難されたことに對してPTAが法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。

また、PTAおよびPTAの役員がトラブルに巻き込まれた際の弁護士への法律相談費用や委任費用が補償されます。

[PTA団体傷害保険]

補償の種類	保険金額	お支払いする保険金
死亡保険金	48.5万円	被保険者が日本国内における PTA 行事参加中のケガにより事故日を含めて 180 日以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※ 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。
後遺障害保険金	障害等級により 約 1.94 万円～48.5 万円	被保険者が日本国内における PTA 行事参加中のケガにより事故日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の 4%～100%をお支払いします。 ※ お支払いする保険金は、保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金	日額 3,060 円	被保険者が日本国内における PTA 行事参加中のケガにより入院した場合に、[保険金日額×入院日数]をお支払いします。 （1 事故につき、事故日を含めて 180 日以内の入院が対象）
手術保険金	入院中 30,600 円 入院中以外 15,300 円	被保険者が日本国内における PTA 行事参加中のケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。（1 事故につき、事故日を含めて 180 日以内の手術 1 回限度） ① 入院中に受けた手術の場合 [入院保険金日額×10] ② ①以外の手術の場合 [入院保険金日額×5]
通院保険金	日額 1,140 円	被保険者が日本国内における PTA 行事参加中のケガにより通院（通院に準じた状態（※1）および往診を含みます。）した場合に、[ご契約の保険金日額×通院日

		数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度) (※1) 骨折・脱臼・靱帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにギプスなど(※2)を常時装着した状態をいいます。 (※2) 固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。
--	--	---

[PTA賠償責任保険]

賠償の補償内容	保険金額		お支払いする保険金
PTA活動に伴う損害賠償責任 (提供飲食物危険補償含む)	対人	1名につき5,000万円限度 1事故5億円限度	① 損害保険金：法律上、被害者に支払うべき損害賠償金(治療費、慰謝料、修理費など)をお支払いします。 ② 争訟費用：万一訴訟になった場合の訴訟費用、弁護士報酬などをお支払いします。 ③ 損害発生拡大防止費用：損害の発生または拡大の防止に必要なまたは有益な費用をお支払いします。
	対物	1事故1億円限度	
保管物に係わる賠償責任	1事故10万円限度 保険期間中500万円限度 (自己負担額5,000円)		④ 求償権保全費用：他人に損害賠償の請求をすることができる場合に、その権利の保全または行使のために要した費用をお支払いします。 ⑤ 緊急措置費用：被害者に対して支出した応急手当、護送などの緊急措置に要した費用をお支払いします。＊結果的に賠償責任がないと判明した場合でも補償の対象となります。 ⑥ 保険会社への協力費用：損害保険会社の求めに応じて、損害賠償請求の解決に協力するために支出された費用をお支払いします。
法律相談・クレーム対応費用補償	1事故100万円限度 保険期間中1億円限度		○ 被保険者が弁護士に対して支払う相談料・着手金・報酬金・手数料・訴訟費用および事故の対応に要した費用(※1)について、費用ごとに保険の約款に定める金額を限度にお支払いします。ただし、1回の事故(※2)につき100万円かつ保険期間を通じて1億円を限度とします。 なお、顧問料は含みません。 (※1)「基本補償」で支払われるべき費用を除きます。 (※2) 同一の事由に対して発生した事故(クレーム行為など)は1回の事故とみなします。

《保険金の支払い事故例》

- ① PTA主催の臨海学校に参加中、海でおぼれ死亡した。
- ② PTA主催の会場に行く途中自転車で転倒し通院した。
- ③ PTA主催の会場に行く途中交通事故で入院した。
- ④ PTA主催の料理教室に参加中にやけどし通院した。

- ⑤ P T A主催の美術鑑賞で、引率者の管理不行き届きで、児童が美術品を破損した。
- ⑥ P T A催しで、近隣住民より騒音のクレームを受け、その後いやがらせ行為が続いている為、弁護士に相談した。

☆保険金に関しては、市P連を契約者として損害保険会社にP T A団体傷害保険契約及びP T A賠償責任保険契約を締結しています。したがって、事故が発生した場合は、保険契約に基づき、損害保険会社から保険金が支払われます。

☆保険金、見舞金の詳細については市P安全互助会「給付規定」をご覧ください。

7. 保険金の請求手続き

- 1. 事故が発生したら直ちに市P連事務局へ事故の報告をするとともに、必要書類を請求してください。
- 2. 「保険金」請求書類は以下のものです。(事故報告のご連絡を受け次第下記用紙一式を送付いたします)
 - (1) 事故証明書・事故報告書
 - (2) 傷害保険金請求書兼同意書
 - (3) 傷害保険の事故報告書兼同意書
 - (4) 所定の診断書(保険金請求額が10万円以下で、治療期間が3ヵ月以内の場合、診察券コピーで省略できます)
 - (5) その他、本会が必要と認める書類

8. 見舞金・保険金の支払い

- 1. 見舞金は、保険金の支払い後すみやかに、市P安全互助会より保険請求書で指定された口座に振り込みます。
- 2. 保険金は、損害保険会社より保険金請求書で指定された口座に振り込まれます。
- 3. 見舞金給付の請求期間は、事故発生日から1ヵ年です。

9. 見舞金・保険金をお支払できない主な場合

【見舞金】

- (1) 給付が不適当と認められたとき(傷害保険金が支払われない場合に準じる。但し疾病見舞金、特定事故見舞金はその限りではない)

【P T A団体傷害保険金】

- (1) 故意または重大な過失
- (2) 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (3) 自動車・バイク・原動機付自転車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ
- (4) 病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など)
- (5) 入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
- (6) 妊娠・出産・早産
- (7) むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの
- (8) 地震・噴火またはこれらによる津波
- (9) 戦争・革命・内乱・暴動
- (10) 放射線照射・放射能汚染
- (11) 被保険者がピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間に生じた事故
- (12) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となりうるべき児童・生徒のケガ・・・など

〔P T A賠償責任保険金〕

P T A活動に伴う損害賠償責任（提供飲食物危険補償含む）、保管物に係わる損害賠償責任、法律相談対応費用補償 共通

- （１） 故意
 - （２） 戦争・革命・内乱・暴動
 - （３） 地震・噴火またはこれらによる津波
 - （４） 被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - （５） P T A 活動の終了後に行われた P T A 活動以外の活動によって生じた損害賠償責任 など
- 他に、補償項目毎にお支払いできない場合がありますので、詳細は『給付規定』をご覧ください。

給付規定

（総 則）

第1条 相模原市P T A安全互助会（以下「市P安全互助会」という）はこの給付規定に定める見舞金の給付、保険金の支払い、賠償責任の負担の施行は、この規定に定めるところによる。

2 見舞金の給付、保険金の支払い及び賠償責任の負担の施行を行う。

（1） 見舞金

（2） 保険金（P T A団体傷害保険、P T A賠償責任保険）

3 平常な生活又は業務に従事することに支障がない程度に治った時以降の保険金は支払われない。

4 見舞金の給付は一事故一回に限る。

5 見舞金、保険金、賠償責任保険金の請求はP T A代表者の責任をもって行うものとする。

6 見舞給付金額は、事故発生日の規定による。

（見舞金の給付）

第2条 本会は、会員及び児童・生徒並びに会員の同居の親族及びP T A行事・活動に携わった講師、指導者が、P T Aの行事・活動中に被った傷害・死亡等に対し見舞金を給付する。

（以下、給付対象者を「見舞金対象者」という）

（見舞金・保険金の給付可能期間）

第3条 本会の見舞金・保険金の給付期間は、事故発生日から180日以内とし、180日を超えたものは給付されない。

（見舞金の種類）

第4条 本会の給付する見舞金は次のとおりとする。

（1） 死亡見舞金

（2） 後遺障害見舞金

（3） 入院見舞金

（4） 通院見舞金

（5） 疾病見舞金

（6） 特定事故見舞金

（死亡見舞金）

第5条 本会は、見舞金対象者が第2条に該当する傷害を被り、給付期間内に、その直後の結果として死亡した場合、死亡見舞金として5万円を見舞金対象者の法定相続人に給付する。（ただし、講師・指導者は3万円）

2 給付可能期間の治療について、入院見舞金、通院見舞金も別途給付するが、合算して5万円を限度とする。（ただし、講師・指導者は3万円）

（後遺障害見舞金）

第6条 本会は、見舞金対象者が第2条に該当する傷害を被り、給付期間内にその直後の結果として後遺障害を生じた場合、後遺障害見舞金として3万円を給付する。（ただし、講師・指導者は1万円）

2 給付可能期間内の治療について、入院見舞金、通院見舞金も別途給付するが、合算して3万円を限度とする。（ただし、講師・指導者は1万円）

3 後遺障害の判定は、事故発生日から 180 日以内に発生したものと医師に診断された場合とする。

(入院見舞金)

第 7 条 本会は、見舞金対象者が第 2 条に該当する傷害を被り、その直後の結果として、生活機能又は、業務能力の減失をきたし、医師・整復師（以下「医師等」という）の治療を入院によって受けた場合は、入院見舞金として 1 万円を給付する。（ただし、講師・指導者は 5,000 円）また、その前後に通院が発生した場合は通院見舞金を別途支給する。

(通院見舞金)

第 8 条 本会は、見舞金対象者が第 2 条に該当する傷害を被り、その直後の結果として、生活機能又は業務能力の減失をきたし、かつ、入院によらないで医師等の治療を受けた場合は、通院見舞金として 5,000 円を給付する。また、その後の医師の判断により入院が必要と認められた場合は、入院見舞金を別途支給する。

(疾病見舞金)

第 9 条 本会は、見舞金対象者が P T A 活動中に、疾病により死亡・後遺障害・入院・通院した場合、疾病見舞金を給付する。但し、持病と認めた場合は給付されない。

- (1) 死亡見舞金 5 万円（講師・指導者は 3 万円）
- (2) 後遺障害見舞金 3 万円（講師・指導者は 1 万円）
- (3) 入院見舞金 1 万円（講師・指導者は 5,000 円）
- (4) 通院見舞金 5,000 円

(特定事故見舞金)

第 1 0 条 本会は、単位 P T A が主催する「子ども 110 番の家」の協力家庭において、家人が「子ども 110 番の家」で傷害を被った場合は、5,000 円の特定事故見舞金を給付する。

(保険金の支払い)

第 1 1 条 P T A 団体傷害保険においては、日本国内で単位 P T A ・市町村郡 P T A の主催・共催する行事中（P T A 行事への往復途上も対象。）に会員およびその学校に通学する児童・生徒、会員の同居の親族、P T A 行事への参加が事前に P T A より認められている者が、怪我をした場合（細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。また、ケガに急激かつ外来の日射または熱射による身体障害を含みます。）保険金を支払う。

P T A 賠償責任保険においては、日本国内で単位 P T A が企画・立案し主催または共催する P T A 活動（P T A 行事への往復途上は対象外）において、運営に過失や不備があり、その結果第三者にケガや食中毒を負わせたり、物をこわしたりしたことに對して P T A が法律上の損害賠償責任を負った場合や、P T A 活動中に第三者から借用したスポーツ用品、備品等を使用・管理中にこわしたり盗難されたことに對して P T A が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金を支払う。また、P T A および P T A の役員がトラブルに巻き込まれた際の弁護士への法律相談費用や委任費用を補償する。

詳細は損害保険会社の約款による。

(保険金の種類)

第 1 2 条 保険金の種類を次の通りとする。

- (1) 死亡保険金
- (2) 後遺障害保険金
- (3) 入院保険金
- (4) 手術保険金
- (5) 通院保険金
- (6) 賠償保険金
- (7) 法律相談・クレーム対応費用

(死亡保険金)

第 1 3 条 本会は、被保険者が、第 1 1 条に該当する傷害を被り、傷害事故発生日から 180 日以内に、その直後の結果として死亡した場合、48.5 万円を死亡保険金として支払う。

(後遺障害保険金)

第 1 4 条 本会は、被保険者が、第 1 1 条に該当する傷害を被り、傷害事故発生日から 180 日以内に、その直後の結果として後遺

障害が発生した場合、後遺障害保険金 48.5 万円を限度に、障害の限度に応じた所定の額を支払う。

(入院保険金)

第 15 条 本会は、被保険者が、第 11 条に該当する傷害を被り、傷害事故発生日から 180 日以内に入院した場合は、その日数に対し、180 日を限度として、1 日につき 3,060 円を入院保険金として被保険者に支払う。

(手術保険金)

第 16 条 本会は、被保険者が、第 11 条に該当する傷害を被り、傷害事故発生日から 180 日以内に、その直接の結果として手術を受けた場合は入院保険金日額 (3,060 円) に所定の倍率 (入院中に受けた手術: 10 倍・入院を伴わない手術: 5 倍) を乗じた額を支給する。

(通院保険金)

第 17 条 本会は、被保険者が、第 11 条に該当する傷害を被り、傷害事故発生日から 180 日以内に通院した場合は、その日数に対し、90 日を限度として、1 日につき 1,140 円を通院保険金として被保険者に支払う。

(賠償保険金)

第 18 条 本会に団体加入している単位 P T A が主催する行事・活動に於いて、その管理・運営に不備があり、第三者の身体・財物に損害を与えたことにより、当該単位 P T A が法律上の賠償責任を負ったときに、相模原市 P T A 安全互助会が加入している P T A 賠償責任保険契約より損害賠償金や各種費用が支払われる。
但し、一回の事故につき次の金額を限度とする。

(1) 対人事故の場合(提供飲食物危険補償含む)

被害者 1 名につき	5,000 万円
一回の事故につき	5 億円

(2) 対物事故の場合

一回の事故につき	1 億円
----------	------

(3) 保管物に係わる賠償責任

一回の事故につき	10 万円
保険期間中	500 万円
自己負担額	5,000 円

(法律相談対応費用)

第 19 条 本会に団体加入している単位 P T A が、次のいずれかの事故により、単位 P T A が法律相談を行った場合、または、弁護士委任契約を締結した場合に、引受保険会社の同意を得て負担した弁護士費用 (事故日を含めて 3 年以内に行った法律相談または締結した弁護士委任契約に対する費用) を補償する。ただし、日本国内で発生した事故に限る。

- ・ P T A 活動において生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したりしたこと。
- ・ 単位 P T A または単位 P T A 役員 (退任役員含む) が、P T A 活動中にクレーム行為を受けたこと、または、P T A 活動に起因して発生したことを原因とするクレーム行為を受けたこと。

支払いする保険金は、単位 P T A が弁護士に対して支払う相談料・着手金・報酬金・手数料・訴訟費用および事故の対応に要した費用について、費用ごとに引受保険会社の約款に定める金額を限度に支払います。ただし、1 回の事故 (同一の事由に対して発生した事故 (クレーム行為など) は 1 回の事故) につき 100 万円かつ保険期間を通じて 1 億円を限度とする。なお、顧問料は含まない。

(見舞金・保険金の給付請求期間)

第 20 条 本会の、給付規定に定めた給付については、事故発生日から 1 ヶ年以内を請求期間とする。請求期間を経過したものについては、その請求権を失効する。

(給付されない時)

第 21 条 本会は、次の各号に該当する場合は保険金を給付しない。

1 P T A 団体傷害保険金

- (1) 故意または重大な過失
- (2) 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (3) 自動車・バイク・原動機付自転車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している運転中に被ったケガ
- (4) 病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ (例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした

場合など)

- (5) 入浴中の溺水（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金を支払います。）
- (6) 妊娠・出産・早産
- (7) むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの
- (8) 地震・噴火またはこれらによる津波
- (9) 戦争・革命・内乱・暴動
- (10) 放射線照射・放射能汚染
- (11) 被保険者がピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間に生じた事故
- (12) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となりうるべき児童・生徒のケガ・・・など

2 P T A賠償責任保険 共通

- (1) 故意
- (2) 戦争・革命・内乱・暴動
- (3) 地震・噴火またはこれらによる津波
- (4) 被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- (5) P T A活動の終了後に行われた P T A 活動以外の活動によって生じた損害賠償責任 など
 - ・ P T A活動に伴う損害賠償責任のみ
 - (1) 被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
 - (2) 被保険者が所有・使用・管理する施設の改築、修理、取り壊しなどの工事に起因する損害賠償責任
 - (3) 自動車などの所有・使用・管理に起因する損害賠償責任
 - (4) 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任（ただし、P T A 役員が負担する損害賠償責任に限る。） など
 - ・ 提供飲食物危険補償のみ
 - (1) 被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
 - (2) 故意または重大な過失により法令に違反して提供した飲食物に起因する損害賠償責任
 - (3) 提供した飲食物の瑕疵に起因して飲食物自体に発生した財物の損壊に対する損害賠償責任
 - (4) 廃棄または遺棄した飲食物に起因する損害賠償責任
 - (5) 賞味期限・消費期限を経過した飲食物に起因する損害賠償責任 など
 - ・ 保管物に係る損害賠償責任のみ
 - (1) 保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊または保管物を貸主に返還した日の翌日から起算して 30 日を経過した後に見出された保管物の破損によって生じた損害賠償責任
 - ・ 法律相談対応費用補償のみ
 - (1) 故意または重大な過失
 - (2) 台風・洪水または高潮
 - (3) 放射線照射・放射能汚染
 - (4) 自動車などの所有・使用・管理
 - (5) 環境汚染（ただし、不測かつ突発的な事故により発生したものは除く）
 - (6) P T AまたはP T A役員による診察・治療・医薬品の販売または身体の整形
 - (7) 騒音・振動・悪臭・日照不足その他これらに類する事由 など

3 保険金が支払われない場合は、別段の定めがある場合を除き見舞金を給付しない。

4 見舞金の給付が不適当と認められたときは、見舞金を給付しない。

5 見舞金給付額は、基金積立金をもって限度とし、会計年度内に基金積立金を超える支払事由が生じたときは、それを限度とし、その最終支払をもって責任終了とする。

（見舞金・保険金の請求者）

第22条 本制度の、見舞金・保険金の請求は原則として、次のものが行うものとする。

- (1) 死亡見舞金・・・見舞金対象者の法定相続人
- (2) その他の見舞金・・・単位P T A（見舞金対象者が児童・生徒の場合はその親権者）
- (3) 死亡保険金・・・保険対象者の法定相続人
- (4) 後遺障害保険金・・・保険対象者
- (5) 入院保険金・・・保険対象者
- (6) 手術保険金・・・保険対象者
- (7) 通院保険金・・・保険対象者
- (8) 賠償責任保険金・・・単位P T A

(9) 法律相談クレーム対応費用・・・単位 P T A

(見舞金・保険金の請求方法)

第 2 3 条 事故が発生したら、直ちに、事故の報告をし、必要書類を請求し、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 事故報告書・事故証明書 (P T A 会長が証明し、事故発生日から 1 ヶ月以内に提出する)
- (2) 傷害保険金請求書兼同意書
- (3) 傷害保険の事故報告書兼同意書
- (4) 所定の診断書(保険金請求額が 1 0 万円以下で、治療期間が 3 ヶ月以内の場合、診察券コピーで省略できます)
- (5) その他、本会が必要と認める書類

(準拠規定)

第 2 4 条 本会の運営については、相模原市 P T A 安全互助会を契約者として損害保険会社と P T A 団体傷害保険と P T A 賠償責任保険契約を締結するものとする。

2 P T A 団体傷害保険金及び P T A 賠償保険金の支払いについては、損害保険会社の普通保険約款及び特約が適用される。

付 則

本規定は平成 2 9 年 4 月 1 日より施行する。

本規定は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

保険金・見舞金請求から受け取りまでの流れ

「PTA行事または活動に参加中、事故が起きたら」

- 1、 各学校のPTA ⇒事故報告書（市P連HPからダウンロードできます）に必要事項を記入し、PTA会長の承認を得た上で、相模原市PTA連絡協議会までご郵送ください。
※事故報告書（Excel版）を欲しい場合は、事務局までご連絡ください。
- 2、相模原市P連 ⇒保険会社へ事故の報告をします。
- 3、保険会社 ⇒被災者本人のご自宅へ保険金請求に必要な書類が届きます。
- 4、被災者 ⇒治療が終わりましたら書類を提出し、保険金の請求をして下さい。
- 5、保険会社 ⇒請求に基づき、保険金をご指定の口座へお支払いいたします。
- 6、市P安全互助会 ⇒保険金お支払い後、市P安全互助会よりお見舞金をお支払いいたします。
- 7、被災者 ⇒以上でお手続きが終了となります。

この会についてのご質問、ご照会は直接相模原市PTA連絡協議会事務局へ

◆相模原市PTA連絡協議会事務局

〒252-0236 神奈川県相模原市中央区富士見6-6-13 相模原教育会館
電話・FAX 042（730）3014

相模原市PTA安全互助会 御中

(賠償事故の場合は加害者)	所属	〇〇 学校 PTA		事故時 代表指導者	PTA の役職	PTA副会長
	住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇区〇〇 〇〇-〇〇			住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇区〇〇 〇〇-〇〇
	電話	〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇			電話	〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇
	ふりがな	かぜっこ はなこ			ふりがな	かぜっこ たろう
	氏名	風っ子 花子			氏名	風っ子 太郎
	性別	男 ☒ 女				
	生年月日	S・H・R 〇年 〇月 〇日生 〇歳				印
事故発生 の状況	1、事故の種類	傷 害 ・ 賠償責任				
	2、行事名	バレーボールの練習 主催者(〇〇小PTA)				
	3、発生日時	〇〇年 〇月 〇日(〇曜日) 午前 ・ 午後 〇時頃				
	4、発生場所	〇〇小学校 体育館 (参加人数 〇〇 名)				
	5、病院名	〇〇整形外科 電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇				
	6、事故の状況 (ケガの場合は状況・経過等。賠償事故の場合は相手方氏名や連絡先・状況・経過等。)	バレーボールの練習中、レシーブをうける際にバランスを崩して転倒した。病院に行ったところ				
		骨折と診断された。				
お怪我の内容 (〇をつけて下さい)	切り傷 ・ 打撲 ・ 捻挫 ☒ 骨折 ・ 肉離れ ・ 脱臼 ・ 突き指 火傷 ・ 腱断裂 ・ 挫傷 ・ 靱帯損傷 ・ その他()					
治療の見通し	入院見込み日数(〇〇日) ・ 通院見込み日数(〇〇日)					

上記について、事実と相違ないことを証明し報告いたします。

〇〇年 〇 月 〇 日

相模原市立

〇〇学校PTA

電話

〇〇〇(〇〇〇〇) 〇〇〇〇

PTA会長

氏名

〇〇〇 〇〇

印

相模原市PTA安全互助会

規 約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、相模原市PTA安全互助会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、相模原市中央区富士見六丁目6番13号相模原教育会館内に置く。

(目的)

第3条 本会は、学校教育や社会教育の充実発展においてPTAが果たす役割と重要性に鑑み、相模原市内における積極的なPTA活動を啓発し、教育振興に寄与する。

2 本会は、相模原市内における、PTA会員相互の互助の精神に基づき、安全・安心なPTA活動の実施に寄与する。

3 本会は、相模原市内の児童生徒又は青少年の身体的・精神的健康の保持増進に寄与する。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、主に相模原市内において次の事業を行う。

(1) PTA活動中の負傷、疾病、その他の給付に至るべき正当な事由がある場合の、社会通念上妥当な範囲内の見舞金の給付

(2) 安全教育啓発に関する事業

(3) PTA活動や教育振興に寄与する事業

(4) 児童生徒又は青少年の健康の保持増進に関する事業

(5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業を行うために、本会は保険会社と団体保険契約を締結することができる。

(見舞金等の給付)

第5条 見舞金等の給付は、別に定める「給付規定」に従って行う。

第2章 会 員

(会員の構成)

第6条 本会の会員は、相模原市PTA連絡協議会（以下「相模原市P連」という）に所属し、本会の趣旨に賛同する単位PTAとする。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、別に定める加入申込方法により申込む。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に本会に対して予告をするものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入がなされなかったとき。

- (2) 総会において決議されたとき。
- (3) 当該会員が相模原市P連から脱退したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前2条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務については、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費は返還しない。

第3章 総会

(種類)

第12条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第13条 総会は、代議員制とし、代議員には、相模原市P連のブロック長が就任する。

(権限)

第14条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員の選任又は解任
- (4) 各事業年度の事業及び決算報告並びに事業計画案及び収支予算案
- (5) 規約の変更
- (6) 重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において総会に付議した事項

(開催)

第15条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

2 開催方法については対面を基本とするが、電磁的または書面による開催も可とする。

(招集)

第16条 総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総会の招集通知は、会日の2週間前までに各代議員に対して発することを要する。ただし、全ての代議員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

3 理事は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、副理事長がこれに当たる。ただし、副理事長に事故等あるときは、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第18条 総会の決議は、この規約に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の過半数であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 規約の変更

(4) 解散

(代理出席)

第19条 総会に出席できない代議員は、他の代議員又は当該代議員の属するブロック内の単位PTA会長または副会長を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、当該代議員は、総会毎に代理権を代理人に委託する旨を本会に通知しなければならない。

(議事録)

第20条 総会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した代議員のうちからその総会において選出された議事録署名人2名が前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員等

(役員)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上とする
- (2) 監事 2名以内とする

- 2 理事のうち、1名を理事長、4名を副理事長、2名を会計とする。

(役員を選任等)

第22条 本会の理事及び監事は相模原市P連の役員経験者及び役員のうちから選任する。

- 2 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 3 理事長、副理事長及び会計は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 4 監事は、本会の理事又は事務局員を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は理事会を構成し、この規約の定めるところにより、本会の業務を執行する。

- 2 理事長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故等あるときはこれを代理する。
- 4 会計は、本会の会計事務を処理する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行及び本会の財産の状況を監査し、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告しなければならない。
- 4 監事は、前項の報告をするため必要がある場合には、総会を招集することができる。
- 5 監事は、理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。但し再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。但し再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、第18条第2項に定める決議をもって行わなければならない。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(顧問及び相談役)

第28条 本会に、任意の機関として若干名の顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(顧問及び相談役の職務)

第29条 顧問及び相談役は、理事長の諮問に応え、意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 総会の招集に関する事項

(2) 見舞金等の給付に関する審査及び決定

(3) その他の本会の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 理事長、副理事長及び会計の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 借財に関する事項

(2) 使用人の選任及び解任

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき

(3) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、副理事長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数の場合は議長
の決するところによる。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した理事及び監事が、これに署名又は記名押印する。

第6章 役員及び理事会の義務

(情報提供、説明義務等)

第37条 理事、監事及び理事会は、相模原市P連の総会、役員・運営委員会、代表者会等において、会員に対する情報の提供、
会員との情報の共有及び交換に努め、説明を求められたときはこれに応じなければならない。

第7章 委員会

(委員会)

第38条 本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(設置等)

第39条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の局員を置くことができる。

3 事務局長及び局員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 計 算

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本会の事業計画書、収支予算書については、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。

2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、事務所に備え置く。

(事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承
認を経て、定時総会に報告（第2号及び第5号の書類を除く。）して承認を得なければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類とともに事務所に備え置き、会員の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 運営組織、事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（会計）

第43条 本会の会計は、一般会計と特別会計とする。

2 一般会計において事業年度末に生じた剰余金は、次年度繰越金を除き、理事会の承認を得て、その目的に合わせ特別会計に繰り入れる。

3 本会が保有する資金については、安全確実な管理をしなければならない。

第10章 解散及び清算

（解散）

第44条 本会は、総会において、総代議員の過半数であつて、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

（残余財産の帰属等）

第45条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、相模原市P連に贈与する。

2 本会は、剰余金の分配を行なうことができない。

第11章 個人情報の保護

（個人情報の保護）

第46条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期する。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附 則

（最初の事業年度）

第47条 本会の設立初年度の事業年度は、平成30年3月31日までとする。

施行

附則 この規約は平成29年4月1日から施行する。

附則 この規約は令和6年2月22日に改正。令和6年4月1日から適用する。

規約細則Ⅰ 指名委員会の設置

理事及び監事の選出に関し、設立総会決議をもってこの規約細則を定めた。

本会に指名委員会を設置するものとし、次のとおり定める。

(指名委員会の設置)

第1条 理事及び監事候補者の選定のため、本会に指名委員会を設置する。

(構成及び委員等)

第2条 指名委員会は、指名委員をもって構成する。

- 2 指名委員は、当年度の理事または監事から2名、相模原市P連運営委員から2名の合計4名とし、理事会の決定をもって理事長が委嘱する。
- 3 指名委員会は、理事長の委嘱を受けて発足し、役員の選任にかかる総会の終了をもって解散する。
- 4 指名委員会は、委員の互選により委員長1名、副委員長1名を選出する。

(職務及び権限)

第3条 指名委員会は、規約第22条第1項に定める者の中から理事及び監事候補者を選考し、就任の内諾を受けた上で候補者を決定する。なお、選考に当たり、役職（理事・監事の別、理事長・副理事長・会計の別など）に関しては候補者間の調整に委ねることを妨げない。

- 2 指名委員会は、やむを得ない場合を除き、指名委員を候補者として決定することはできない。
- 3 指名委員会の委員長は、総会において、選考経過を報告の上、理事及び監事の候補者を指名し、その承認を受ける。

(候補者選考に関する指針)

第4条 理事及び監事として指名すべき者は、原則として相模原市P連の当年度正副会長または正副会長経験者とし、就任時にPTA会員であることを要しない。

(その他)

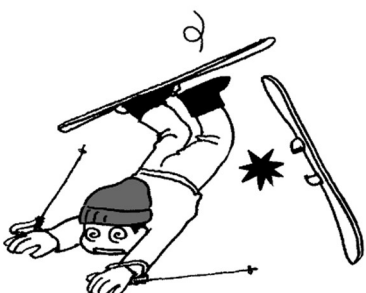
第5条 この細則は、平成29年4月1日から施行する。

給付内容のご案内
(相模原市PTA安全互助会)

このようなときに見舞金・保険金をお支払します。

【見舞金】

日本国内において単位PTA、市PTAの主催行事の活動中(自宅と行事会場との往復途上を含みます。)に会員、児童・生徒、会員と同居の親族、講師、指導者等、PTA行事への参加が事前にPTAにより認められている者が、PTA主催の行事・活動中に被った傷害・死亡等に対し見舞金が支払われます。

 PTA主催の親子レクリエーションで足を捻挫した。	 PTA主催のスキー大会で足を捻挫した。	 PTA主催の会場に行く途中自転車で転んでケガをした。
 PTA主催の視察・研修の途中、乗っていたバスが交通事故にあった。	 PTA主催の作業でケガをした。	 PTA主催の水泳大会に参加し、海でおぼれ死亡した。

【保険金：PTA 団体傷害保険金】

日本国内で単位のPTA主催・共催する行事中(PTA行事への往復途上も対象)に会員およびその学校に通学する児童・生徒、会員の同居の親族、PTA行事への参加が事前にPTAより認められている者が、ケガを被った場合に死亡/後遺障害/手術/入院/通院保険金が支払われます。

【保険金：PTA 賠償責任保険金】

日本国内でPTAが企画・立案し主催または共催するPTA活動において、運営に過失や不備があり第三者にケガや食中毒を負わせたり、物をこわしたりしたことに對してPTAが法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。

 PTA主催の花火大会で花火が炎上し、見物人がケガをした。	 PTA主催のソフトボール大会で学校から借りたバットを壊した。	 PTA主催の絵画鑑賞で引率者の管理不行き届きで、児童が美術品を壊した。	 PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等を被った。
---	---	---	--